

農業の振興に関する提言・要望

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

また、農業の戸別所得補償制度等については、その詳細を早急に明らかにするとともに、都市自治体の意見を十分踏まえ、事務コストの増加をもたらさない効率的な制度を検討されたい。

1. 米政策の推進について

- (1) 米戸別所得補償制度については、具体的な内容を早急に明らかにするとともに、農家が安心して生産できる制度とすること。
- (2) 水田を有効活用して、麦・大豆・新規需要米等の生産を行う販売農家に対する財政支援の充実を図るとともに、新規需要米の流通経路の確立など生産拡大に向けた支援策を講じること。
- (3) 水田・畑作経営安定対策の推進に当たっては、加入者のメリットが図られるよう対策の充実を図ること。
- (4) 地域協議会等の運営等が効率的に実施できるよう業務内容の見直しを行うとともに、財政支援の充実を図ること。

2. 新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に当たっては、自給率の向上、食料の安定供給、農業経営の基盤強化等を図るなど、農業の担い手が安心して営農に取り組めるような計画とすること。

3. 多様な担い手や新規就農者を確保・育成し、経営発展や雇用創出を図るため、経営相談や就農情報の提供、技術指導・研修等を充実強化するとともに、農地取得の下限面積について更なる検討を行うこと。

また、農業経営に必要な制度資金の充実強化や農業用機械、施設の導入経費等への更なる財政支援措置を講じること。

4. 中山間地域等直接支払制度については、平成22年度以降も継続するとともに、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など制度の更なる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るため、農地・水・環境保全向上対策の恒久的実施と制度の拡充及び財政措置を強化するとともに、農商工連携の推進及び都市と農山村の交流促進に必要な措置を講じること。

5. 食料自給率向上対策について

- (1) 国民の食料供給に対する不安を解消するため、食料自給率向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。
- (2) 学校給食等における地産地消の推進に向けた取組の一層の拡充を図ること。

6. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など耕作放棄地の再生・利用に向けた地域の活動を総合的・包括的に支援する制度の充実を図ること。

7. 都市と農地・農業との調和を図り、農地・農業が有する多面的機能を強化するため、都市における農地等の確保・保全を図ること。

また、都市農業の振興を図るための包括的な制度等を創設し、都市農業振興施策に取り組む地方公共団体等に対する支援を充実強化するとともに相続税の納税猶予等、税制上の措置を拡充すること。

8. 農業振興地域の指定に係る専門的知識・技術を市が備えている場合は、都道府県から市へ指定の権限を移譲すること。

また、農用地区域の指定・変更に当たっては、都道府県の同意を不要とするよう必要な措置を講じること。

9. 農業農村整備事業の推進について

- (1) 土地改良事業を円滑に推進するため、土地改良施設の維持管理等に係る制度の継続及び拡充、並びに財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 農業用水の水質保全や農村地域の生活環境の改善及び湖沼、河川の水質浄化に資する農業集落排水事業を推進するとともに、公共下水道との統合・連携が円滑に図られるよう、手続きの簡素化など支援制

度の更なる改善を図ること。

- (3) 農業用水等を活用した小水力発電を推進し、農業振興及び農業・農村の多面的機能の拡充が図られるよう、水利権の調整など発電施設の整備等に係る手続きの簡素化や法整備等、所要の措置を講じること。

10. 食の安全・安心確保対策について

- (1) 牛海綿状脳症（BSE）対策についてはリスクコミュニケーションを十分図りつつ、発生防止策及び安全確保対策を継続すること。

また、自治体を実施する20ヶ月齢以下の牛を対象としたBSEスクリーニング検査に係る平成20年8月以降の費用について十分な財政措置を講じること。

さらに家畜等に係る新たな感染症等の問題に対応するため、予防体制を整備すること。

- (2) 食の安全・安心に関する国民の信頼を回復するため、食品安全対策の強化を図ること。

また、安全・安心な農産物の安定的な生産・供給のため、地産地消等を推進すること。

11. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化について

- (1) 配合飼料の価格の上昇が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国産飼料の増産につながる取組を推進すること。
- (2) 現行の配合飼料価格安定制度のあり方の見直しを行うなど、畜産・酪農農家の経営支援に向けた抜本的な経営安定対策を推進すること。
- (3) 肉用子牛生産者補給金制度については、地域の実態が反映されるような制度に見直すこと。

12. 家畜排せつ物の利用促進に必要な財源を確保すること。

13. 有害鳥獣の駆除・防除対策の推進

- (1) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。

- (2) 野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、広域的な被害対策を推進するとともに、有害鳥獣の繁殖を抑制し個体数の適正化を図るなどの根本的な対策を講じること。
- (3) 大規模緩衝帯整備に係る標準単価の見直し等の鳥獣害防止総合対策事業の拡充及び事業期間の延長など有害鳥獣の被害防止対策の充実に努めること。

14. 国際農業交渉等に係る適切な対応

W T O 農業交渉及び F T A 農業交渉に当たっては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指す従来の基本方針を堅持するとともに、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

また、日豪 E P A 交渉に当たっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など我が国の重要品目を関税撤廃の対象から除外するよう、慎重かつ粘り強く交渉すること。

15. 農業統計データの整備

農業産出額のデータ公表は、平成 19 年度から都道府県単位とされたが、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。